

3 規制地域はどこですか？

3-1 規制地域は種類に応じて段階的に分けしています

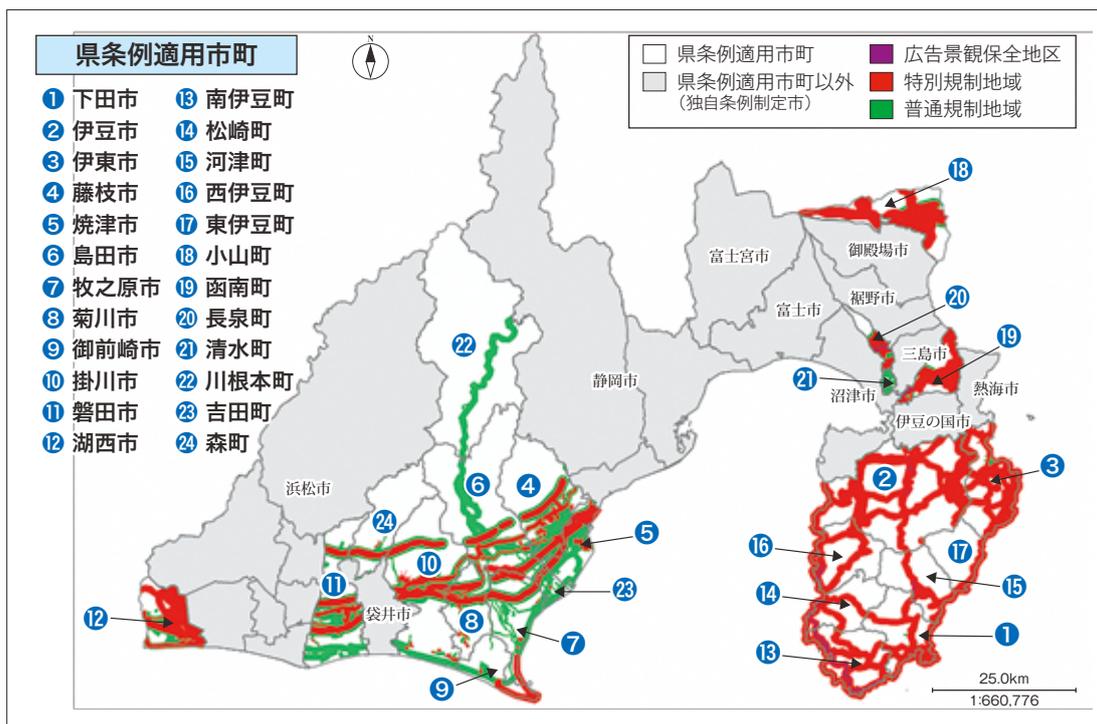
静岡県では、地域ごとの景観特性や用途地域等に応じて段階的に地域を区分しています。それぞれの地域の特性に合わせて、規制地域ごとに許可基準を定め、適正な屋外広告物の規制誘導を図っています。

■規制地域区分表

特別規制地域 広告物の表示、掲出物件の設置を禁止		普通規制地域 あらかじめ設置許可が必要	
第1種特別	第2種特別	第1種普通	第2種普通
自然的景観を持つ要素の多い地域、歴史的雰囲気を守るべき地域	良好な住環境や沿道、沿線景観の形成に配慮すべき地域	用途地域等一定の規制が必要な地域	活発な都市活動が展開されている地域
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 風致地区 伝統的建造物群保存地区 国宝、重要文化財周辺 県の有形文化財周辺 風致保安林* 自然環境保全地域* 河川、湖沼、海岸*	東名、新東名高速道路、新幹線、伊豆縦貫自動車道天城北道路の全区間道路、鉄道の区間* 上記道路、鉄道の周辺* 都市公園、カンtrリーパーク、静岡空港周辺* 官公署、学校等	用途地域 (工業地域、中高層住宅専用地域等、右の第2種とした地域以外) 道路、鉄道の区間* 上記道路、鉄道の周辺* 河川、湖沼、海岸*	商業地域 容積率300%以上の近隣商業地域

※該当するものうち、知事が告示で指定する区域

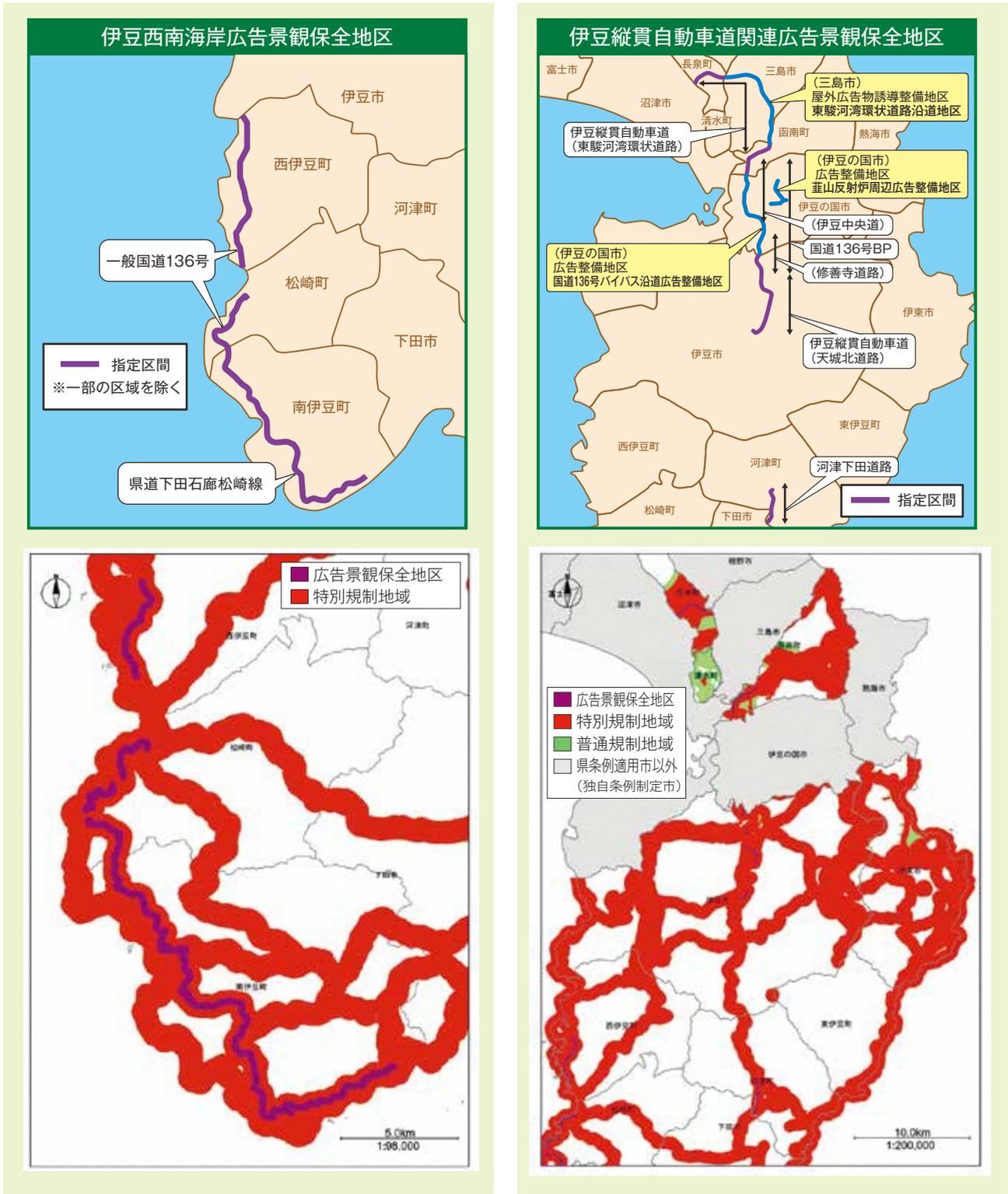
■規制地域図（県G I S）



3-2 広告景観保全地区があります

特別規制地域又は普通規制地域のうち、地域の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、風致の維持を図ることが必要である区域を、広告景観保全地区として指定しています。現在、2地区を指定しており、区域は下図で示した道路から50mの等距離線の範囲内に設定しています。

■ 広告景観保全地区（上段：概要図、下段：県GIS）



3-3 規制地域は静岡県GISでご確認ください

規制地域の概略図は、静岡県統合基盤地理情報システム（静岡県GIS）で公開しています。規制地域図の詳細は、静岡県GIS（<https://www.gis.pref.shizuoka.jp>）でご確認ください。



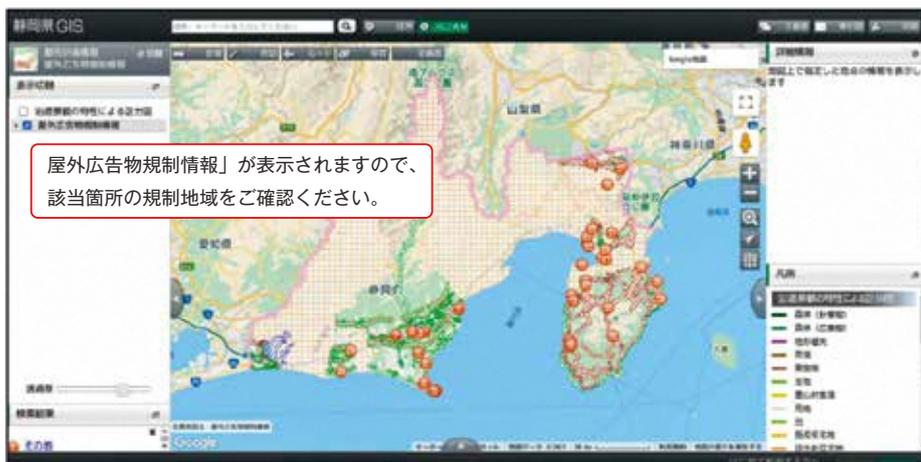
■ 静岡県GISにおける屋外広告物規制情報の閲覧方法

①表示する地図を切り替えます。

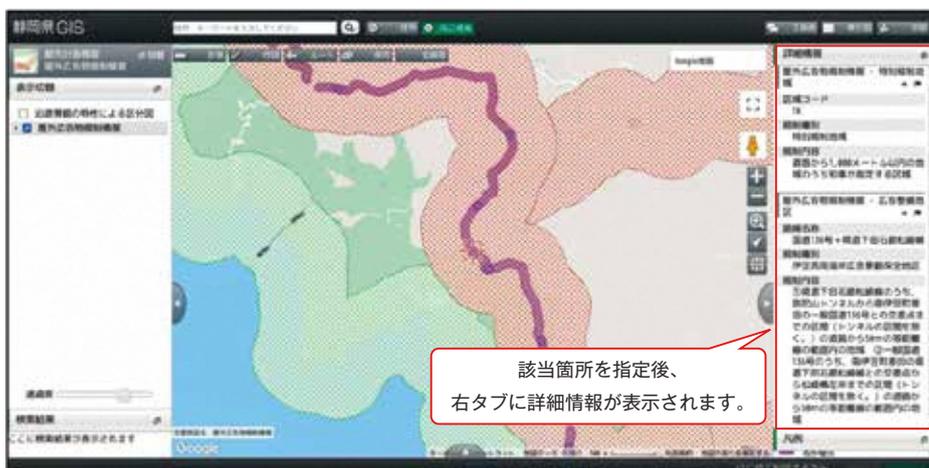


②屋外広告物規制情報を表示します。





- ③該当箇所の詳細情報（規制種別・規制内容）を確認します。
 ※広告景観保全地区もご確認いただけます。



公開しているデータは、屋外広告物の規制地域を概略図としたものですので、地図作成上の誤差等のため、実際の規制地域とは異なる場合があります。また、一部の特別規制地域（文化財周辺、官公署、学校等）などは静岡県GISで判別できないため、あくまで参考図として利用してください。屋外広告物を設置する場所が規制地域に該当するか確認する際は、p.66～68の窓口にお問い合わせください。